

令和7年度

「幕別町結婚新生活支援事業補助金」

募集要項

新婚世帯の新生活支援

申請期間： 令和7年4月1日（月）から令和8年3月31日（月）まで

申請先： 幕別町役場 住民課住民活動支援係、忠類総合支所、札内支所

問い合わせ先： 住民生活部住民課 住民活動支援係

[電話] 0155-54-2288

[FAX] 0155-55-3008

[受付時間] 平日午前8時45分から午後5時30分



令和7年度「幕別町結婚新生活支援事業補助金」募集要項

1. 目的

幕別町内にお住まいの世帯所得400万円未満の新婚世帯の新生活を支援することにより人口の増加を図り、地域における少子化対策を強化することを目的とします。

2. 補助金の内容

対 象	令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した新婚世帯 ※夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
補 助 額	1世帯当たり上限30万円（夫婦ともに29歳以下の世帯は上限60万円） （対象経費が上限額に満たない場合は、対象経費相当額）※1,000円未満の端数は切り捨て
対象経費の支払い期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った対象経費

対象となる経費は、以下の新婚世帯の婚姻日以後から申請日までに発生した費用です。

対 象 と な る 経 費	住 宅 費 用 (購 入)	住宅を取得する際に要した費用
	リフォーム費用	住宅の機能の維持等を行うための修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用 ※自動車の賃借料、燃料代、引越に協力してくれた方への報償費、不用品の処分費等は対象外
	住 宅 費 用 (賃 借)	賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む）、共益費及び仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当の支給対象となる部分は対象外
	引 越 費 用	引越業者又は運送業者へ支払った費用 ※自動車の賃借料、燃料代、引越に協力してくれた方への報償費、不用品の処分費等は対象外

結婚新生活支援事業補助金 制度イメージ

令和7年
1月1日

令和7年
4月1日

補助金の交付申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

婚姻日 令和7年1月1日～令和8年3月31日

令和8年
3月31日

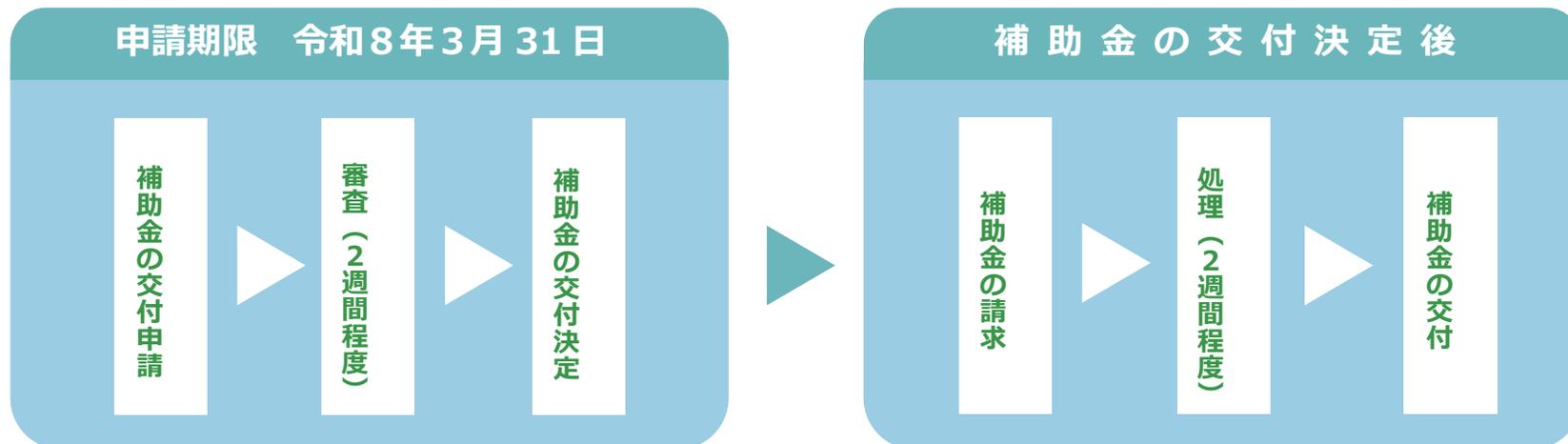
対象経費の支払い期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

3. 対象要件

次の要件すべてを満たす場合に、補助対象となります。

- ① 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ② 新婚夫婦の所得を合算した額が400万円未満
※貸与型奨学金を本人名義で返済している場合、年間返済額を所得から控除する。
- ③ 補助対象となる住宅の所在地と住民票に記載されている住所が一致する
- ④ 補助金の交付申請する内容と重複するほかの公的給付制度を受けていない
- ⑤ 町税を滞納していない

4. 補助金の交付までの流れ



5.補助金の申請までの流れ Check!

対象要件の確認

対象要件を満たす

- 「3.対象要件」をすべて満たす

必要な書類を揃える

勤務先に行く

- 住宅手当支給証明書（様式第4号）を作成

本籍地の市町村役所に行く

- 戸籍の謄本（婚姻を証明する書類）を取得
※郵送による取得可能

幕別町役場に行く

※令和6年1月2日以降に転入された方は
前住所地の役所

- 新婚世帯の所得証明書を取得
- 新婚世帯の町税完納証明書を取得
※令和6年1月1日以前に幕別町に転入された方は不要

奨学金貸与機関に連絡する

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類を取得
※奨学金の返済を行っている方のみ

補助金の交付申請

申請書類の提出

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 同意書（様式第2号）
- 誓約書（様式第3号）
- 住宅手当支給証明書（様式第4号）
- 戸籍の謄本（婚姻を証明する書類）
- 新婚夫婦の所得証明書（夫婦分）
- 新婚夫婦の町税完納証明書（夫婦分）
- 対象経費を支払ったことが分かる書類

●必要に応じて添付

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類

●申請内容に応じて添付

- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書等の写し（取得費用の場合）
- 住宅の賃貸借契約書の写し（賃借費用の場合）

補助金の交付申請に必要な書類

提出書類	取得場所	取得時期	取得に必要なもの
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 同意書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第3号） <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書（様式第4号）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民課 ・町ホームページ 		
<input type="checkbox"/> 戸籍の謄本 ※発行から3ヶ月以内のもの	（本籍地が幕別町の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・住民課 ・各支所・出張所 （本籍地が幕別町外の場合） <ul style="list-style-type: none"> ・本籍地の市町村役所 	婚姻届提出日以降 ※婚姻情報反映のため、婚姻届提出日から1週間程度の期間が必要になります	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等）
<input type="checkbox"/> 新婚世帯の所得証明書（夫婦分） <input type="checkbox"/> 新婚世帯の町税完納証明書（夫婦分） ※令和6年1月1日以前に幕別町に転入された方は不要	<ul style="list-style-type: none"> ・税務課 ・各支所・出張所 	転入届提出後	<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（免許証等）
<input type="checkbox"/> 対象経費を支払ったことが分かる書類 <input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は工事請負契約書等の写し（取得費用の場合） <input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し（賃借費用の場合）			
<input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の返還額が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金等の貸与機関 		

6. Q&A

Q

「貸与型奨学金返還額が分かる書類」とはどのようなものですか？

「奨学金等の返還金額を証するもの」：返還残期間、月々の返還金額等が確認できるもの

A

<独立行政法人日本学生支援機構から奨学金の貸与を受けている場合>

奨学金貸与証明書と奨学金返還証明書をご提出ください。

書類については、独立行政法人日本学生支援機構のホームページから発行申請ができます。

Q

「所得証明書」と「貸与型奨学金返済額が分かる書類」はいつ時点のものが必要ですか？

「所得証明書」：令和7年度（令和6年分）のもの

「貸与型奨学金返済額が分かる書類」：所得証明書と同一期間のもの

A

7. 注意点

（1）個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、町において適切に管理します。

また、定住促進に係る情報提供及びアンケート等を送付させていただく場合があります。

（2）補助金の返還について

虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付を受けた場合、補助金を返還していただきます。